

令和 6(2024)年度

外 部 評 価 報 告 書

令和 6(2024)年 6 月



SHOKEI

尚絅大学
尚絅大学短期大学部

目 次

内容

I 外部評価委員名簿.....	3
II 外部評価委員による評価.....	4
(1) 総評.....	4
(2) 評価できる点.....	4
(3) 改善活動への助言・提言・質疑応答.....	5
III 参考資料.....	8
尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程.....	8

I 外部評価委員名簿

氏名	職名
小野 友道	医療法人城南ヘルスケアグループ くまもと南部広域病院 理事長
宇佐川 毅	国立大学熊本大学 理事・副学長
河村 邦比児	株式会社 熊本日日新聞社 代表取締役社長
遠藤 洋路	熊本市教育委員会 教育長
三輪 孝之	熊本県商工労働部 部長
鶴山 幸樹	熊本県立済々黌高等学校 黌長

Ⅱ 外部評価委員による評価

(1) 総評

今回、令和 6(2024)年度尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会を令和 6 年 4 月 26 日（金）に開催し、尚絅大学及び尚絅大学短期大学部（以下、「同大学」という。）の令和 6 年度自己点検・評価の結果について点検・評価し、同大学の教育・研究等の質の向上と改善に資する助言及び提言を行ったので、本報告書にその要旨を取り纏めることとした。

今回の外部評価委員会では、評価対象年度を令和 5 年度とした同大学の『令和 6(2024)年度自己点検評価書』に記載された基準 1「使命・目的等」、基準 2「学生」、基準 3「教育課程」、基準 4「教員・職員」、基準 5「経営・管理と財務」、基準 6「内部質保証」、基準 A「地域連携」、特記事項の 8 項目について検証した。

その結果、同大学が行った自己点検・評価結果をまとめた『令和 6(2024)年度自己点検評価書』には、事実の説明、自己評価及び改善向上方策等が的確にまとめられており、概ね自己点検・評価は適切に実施されていると判断する。

今後は、外部評価委員会の意見を十分参考にして、今年度の業務改善に役立てていただきたい。それにより同大学がさらなる発展をすることを願うものである。

(2) 評価できる点

(外部評価委員会での意見交換より)

- ・ 地域連携に関しては、熊本日新聞社の記事でも取り上げているとおり、一定の評価に値する取組みがなされている。現在の取組みを促進するとともに、学外に対して積極的に発信することが望まれる。
- ・ オープンキャンパスに参加した生徒の入学率が非常に高いため、オープンキャンパスが効果的に実施されている。そのため、オープンキャンパス参加者の増加に向けた取組みが望まれる。
- ・ 同大学の卒業生については、卒業後でも教員や学園との関りが強いという印象を持っており、尚絅学園としての伝統と教員の指導力を評価できる。
- ・ 科研費の獲得総額が年々増加しており、教員の努力が数値として結果に表れている。
- ・ 台湾との交流を促進する上で、くまモン学取組みや武蔵ヶ丘キャンパスの立地は非常に適しているため、現在の取組みを更に伸長できる。

(大学教職員との質疑応答より)

- ・ SHOKEI CAMPUS GUIDE 2024（以下、「キャンパスガイド」という。）については、工夫が凝らされており、記載されている内容も充実している。
- ・ 学生支援に関しては、合理的配慮も含めた適切な対応がなされていると判断できる。
- ・ 単位制度の実質化にあたっては、個別の科目と学生全体のアンケートによる学修時間の把握と単位認定の平準化による学生の修得単位の公平性に努めている。
- ・ 産業界の活用については、衛生委員会での意見聴取、ストレスチェック及び職員面談、健康診断結果の点検と必要に応じた面談等により密接に関わりを持っている。

(3) 改善活動への助言・提言・質疑応答

<質疑応答>

- ・合理的配慮の義務化に伴い、同大学での学生支援はどのように取り組んでいるか。
→障がいも含めた学生個人が抱える個別の問題や課題に対して、担任や学生支援課職員が状況を適切な部署に報告し、関係教職員で解決に向けて真摯に取り組んでいる。
- ・TA や SA の制度を設けていないが、認証評価に影響はないか。
→認証評価において指摘される可能性は考えられるが、当該制度と同等の取組みを学部・学科において行っているため、問題無いと判断している。
- ・こども教育学部の編入学選抜の状況と編入学選抜の要件について教えて欲しい。
→令和 7 年度選抜から編入学選抜を開始するが、定員 5 人に対して 10 人ほどの編入学希望がある。また、本学幼児教育学科卒業生 5 人ほどからも編入学希望が出ている。編入学選抜の要件については、保育士免許及び幼稚園教諭免許状を取得している者で、保育現場での課題解決や障がいのある子どもたちへの支援向上を目的とした編入学希望者がいる。
- ・幼稚園教諭免許状の一種と二種に関して、高校生やその家族に対してどのような説明を行っているか。また、労働条件等にどのような違いがあるのか。
→幼稚園教諭一種免許状と同二種免許状での労働条件については、給与面での差異がある。こども教育学部と幼児教育学科の選択に関しては、保育者を目指すのであれば本学を選んで欲しいということを当学部・学科の共通認識として案内している。その上で、経済的な負担も含めて 2 年間で即戦力として活躍するのであれば幼児教育学科、深い教養と専門的知識を修得し、特別支援教諭一種免許状を取得することができるのがこども教育学部として説明している。なお、熊本県においては、幼稚園教諭免許状及び特別支援教諭免許状により、特別支援学校の専任教員になれることをこども教育学部の利点として積極的にアピールしている。
- ・併設校からの進学率が約 3～4 割とのことだが、キャンパスガイドには中高大連携に関する記載が特に見当たらない。中高大連携事業として、どのような取組みを行っているのか。
→中高大連携推進協議会を編成しており、出前講義や大学の体験授業を実施している。また、各学部・学科の専門的な内容に興味を持ってもらうための取組みや、免許等の専門分野に関する情報提供を行っている。
- ・教学マネジメント指針に基づく学修者本位のカリキュラム構築において、単位認定基準に基づく学修時間の担保をどのように判断しているか。
→科目別に授業改善アンケート、学生全体で学生生活実態調査による学修時間の測定と学修成果を判断している。ただし、アンケートの学修時間に関する調査項目と学生の認識に乖離があるため、設問については今後検討していく。なお、単位制度の実質化と公平性を図るため、各学部・学科において、成績の平準化に取り組んでいる。
- ・科研費の獲得総額が増加している要因は何か。またどの分野において伸びているのか。
→研究力の高い教員が同大学着任後も継続して研究に取り組んでおり、教員個人による科研費獲得が大きな要因として挙げられる。主に理系の教員ではあるが、文系の教員についても、継続して科研費を獲得している。また、研究力の高い教員による若手研究者の育成や科研費獲得に向けた申請書の書き方指導を実施するなどの支援体制も構築している。
- ・同大学において、産業医をどのように活用しているか。
→月 1 回開催している衛生委員会での意見聴取、ストレスチェックの評価と必要に応じた面談、健康診断結果の評価と必要に応じた面談等を実施しており、密接に関わりを持っている。
- ・ハラスメントが生じた際の対応と学外者の相談窓口の設置状況を教えて欲しい。
→ハラスメント相談窓口として、学園全体に約 20 名の相談員を配置している。相談員に寄せられた情報は学園事務局を主とするハラスメント委員会に報告し、必要に応じて調査にあたることで、大学と異なる第三者委員会として機能している。また、学生に対しては、ハラスメ

ントのみならず、悩み等を相談しやすい体制を整備しており、ハラスメントか指導の範囲かを学部・学科で十分に精査し、必要に応じて学長やハラスメント委員会に提言している。なお、令和4年度からは弁護士の外部相談窓口を設置しており、情報漏洩等のリスクが生じないように配慮している。

- ・監事の選任については、どのように対応しているか。また私立学校法の改正に対する対応状況を教えて欲しい。
→現在、監事の選任は理事長が決定している。また、改正に伴う対応に関しては、令和6年度中に関係規程の改正等を行い、令和7年4月1日から施行できるよう準備を進めている。

<助言・提言>

- ・キャンパスガイドについては、読み手を意識した文字の大きさ、段落や小題の設定等を検討して欲しい。また、同大学の情報が一目で分かる資料を作成しても良いのではないか。なお、こども教育学部のポスターについては、もっと目立つ場所に掲載するのが良い。
- ・台湾との国際交流や地方自治体等との地域連携の取組みは非常に優れているため、キャンパスガイドに各センターの活動を掲載する等の積極的な情報発信が望ましい。
- ・共学志向、女子大離れ、短大離れと社会の風潮が変化する中で、伝統ある女子学園としての矜持を対外的に強く示す必要がある。同窓会や教員等との連携を強化し、卒業生の活躍をより積極的に発信するのはどうか。
- ・同大学での学びと社会の繋がり（卒業後の進路）が見えないことが、高校生や家族にとっての不安の一つと思われる。学修内容がどのように社会で活用できるかを明示するのはどうか。また、個別相談会での具体的な不安を解消するための取組みを推進すると良いのではないか。
- ・一定数の入学者数を確保するため、内部進学率を向上させるための新たな施策を推進する必要がある。例えば、中高から大学までの部活動の繋がりを継続させ、その成果が就職に結びつくという実績があると中高生に対する求心力にも繋がるのではないかな。
- ・合理的配慮の義務化に伴い、自己点検評価書に同様の文言を記載するのが良いのではないかな。また、組織的な対応のみではなく、個別具体的な学生支援の取組みや特筆すべき内容と支援内容をどのようにフィードバックしているかなど、学生支援委員会の活動等の詳細を記載しても良いのではないかな。
- ・オープンキャンパス参加者の入学率が高いことは評価できるが、一方で、既に入学を検討している生徒が多数を占めているという見方もある。そのため、オープンキャンパスをもっと広く周知する必要がある。
- ・高校生をターゲットとした広報戦略のみではなく、小中学生や親子向けのイベントを企画することで、早い段階で尚綱学園を知ってもらい、学園に憧れる機会を創出すれば自ずと同大学にも良い影響が及ぶのではないかな。また、一般向けの尚綱祭や公開講座等の情報が入ってこないため、例えば近隣へのチラシの配布等、地域への情報発信をより活性化させるのが良いのではないかな。
- ・マスメディア等で取り上げられた地域連携の取組みについては、オープンキャンパス等で紹介するなど、より積極的に情報発信しても良いのではないかな。
- ・TSMCの第二工場建設や熊本-台北間の就航による台湾との国際交流は更に加速する見通しである。武蔵ヶ丘キャンパスを有効活用し、当キャンパスを拠点としたPR活動を積極的に取り組むのが良いのではないかな。また、行政との連携についても積極的な活用を検討して欲しい。
- ・県立子ども図書館の開設に伴い、こども教育学部は連携事業の取組みとして適しているため、積極的に活用することが望まれる。
- ・くまモン学については、くまモン学をカリキュラムの一部としての位置づけではなく、くまモン学研究センター等の名称や組織編成を検討し、対外的に分かり易い広報をしてみてもどうか。

- ・外部評価委員会においても、認証評価と同様にキャンパス視察等を組み込んでみてはどうか。書面のみでは得られない情報を実際に見ることで、より具体的な評価に繋がられると思われる。
- ・定員未充足の状況に対して、同大学として何が強みなのか、中高生が興味を持つものが何か、情報を吟味し、同大学の成果を積極的に発信することが重要ではないだろうか。
- ・学内と学外では、同大学の場所や基本情報等に関する認識に差があるということを前提とした上で、同大学を知ってもらう機会を提供するのが良いのではないか。

令和6年5月13日

外部評価委員会委員長 小野 友道



Ⅲ 参考資料

尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程

(設置)

第1条 尚絅大学・尚絅大学短期大学部（以下、「本学」という。）に、尚絅大学学則第74条第2項、尚絅大学短期大学部学則第76条第2項及び尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価規程第3条第2項に基づき、尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学外の学識経験者の中から学長・学長補佐会議において候補者を選出し、学長が決定のうえ委嘱する。
- 3 学長は、委員の氏名・所属・職名等を、尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）に通知する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が委嘱する。
- 3 委員長は委員会の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。

(外部評価の実施)

第6条 委員長は、学長と協議のうえ、委員会を招集する。

- 2 委員長は、学長及び本学の教職員を委員会に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 委員会は、第2条に基づき本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、提言を行う。
- 4 事務担当は、前項に定める委員会の意見を外部評価報告書にまとめ、委員会の承認を得なければならない。
- 5 委員会は、外部評価報告書を学長に提出する。
- 6 学長は、外部評価報告書を自己点検・評価委員会、大学・短期大学部評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告した後、公表する。
- 7 学長は、外部評価の結果を次年度の事業計画に反映させるなど業務改善に努める。

(委員への謝金及び交通費の支払)

第7条 委員に支払う謝金及び交通費は、非常勤講師・非常勤職員規程に準じる。

(所管)

第8条 委員会の事務の所管は、大学企画室とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、学長の決裁により行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から施行する。